第5章 計画の推進と進捗管理

第1節 推進体制

本市が目指す環境像の実現に向け、市・市民・事業者及び教育機関の自主的な活動を推進し、それらの活動を有機的に結び合わせながら、各主体の役割を明確にするなかで各主体が 互いに連携しながら効果的な推進を図ることが求められます。

また、庁内においても、関係部署の連携による調整と取り組みを推進するため、横断的な 庁内検討会議を行います。

さらに、新基本計画の推進にあたって広域的な対応を必要とする施策については、国や県、 他の自治体と緊密に連携・協力していきます。

① 都留市環境審議会

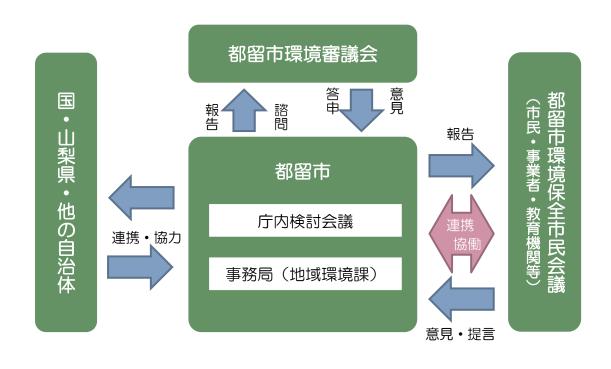
環境の保全に関する基本的事項(環境基本計画等)や市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項について調査審議し、意見の答申を行います。

② 庁内組織

庁内の環境施策等に関し総合的な調整を行うため、必要に応じて関係課担当により庁内検 討会議を組織し、本計画の推進にかかる相互調整及び連携を行います。

③ 都留市環境保全市民会議

市民・事業所及び教育機関等で組織し、環境基本計画に基づき、重点的な取り組みの企画・実践を行い、環境情報の発信や各主体とのネットワークの構築などを提案していきます。



第2節 推進管理

新基本計画は、目指すべき環境像の実現に向けた環境保全施策であり、各主体が行うべき行動が示されていますが、その実効性を確保するためには、計画の推進管理や情報の開示が重要です。このため、市では、年度ごとの計画の推進状況を常に把握・管理し、これらの状況を都留市環境保全市民会議等に報告し、また広く市民に公表していくとともに、施策の効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに処置を講ずることとします。

【計画の進行管理】

新基本計画に基づく施策を実行的かつ継続的に推進していくための進行管理の仕組みとして、下図のとおり計画(PLAN)→実行(DO)→点検・評価(CHECK)→見直し(ACTION)のPDCAサイクル¹に基づき実施します。

計画 (PLAN) 本計画に沿って、すべての主 体が施策の目標や手順を具体的 に定める。 見直し 実行 (ACTION) (DO) **PDCA** 点検・評価を分析し、計画や 計画に基づき、施策や事業の サイクル 取り組みの見直しを行う。 点検・評価 (CHECK) 取り組みと成果について進行 状況を把握し評価・公表する。

^{「【}PDCA サイクル】事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進めるマネジメントのことをいう。 Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

資料1 市の取り組み一覧

【担当課等略称一覧】

略称	課名	略称	担当名
		環政	環境政策担当
地	地域環境課	保全	環境保全担当
		振興	地域振興担当
産	· 杂类:==	農林	農林振興担当
圧	産業課	観光	商工観光担当
		道路	道路担当
		河川	河川担当
建	建設課	管理	管理担当
		建築	建築住宅担当
		都市	都市計画担当
水	 上下水道課	下水	下水道担当
小		業務	水道業務担当
総	総務課	職員	職員担当
		管財	管財担当
財	財務課	契約	契約担当
		公社	土地開発公社
		生涯	生涯学習担当
生	生涯学習課	文化	文化振興担当
	図書		図書館担当
所管課			施設、土地等を管理または事業を実施
加官研	T		する担当課
全体			職員全体

【実施状況】

- ●・・・すでに実施している取り組み
- 〇・・・これから実施する取り組み

※取り組み内容は、『第4章 目標を達成するための取り組み』の市を主体とする取り組み を再掲しています。

【基本目標 I:豊かな自然との共生(市の役割)】

将来像	方向性	環境の将来像へ向けての取り組み	担当	実施 状況		
		定期的に河川水質調査を実施し、結果を公表します。	地•保全	•		
		公共下水道の早期整備を図ります。	水•下水	•		
	市内水地	公共下水道の処理区域外及び予定処理区域外における浄化槽の普及 を推進するため、定期的に広報活動を行います。	地•保全	•		
	- 以 の - L	浄化槽の適正な維持管理について周知します。	地•保全	0		
	内水域の水質改善の推進	河川環境の保全に関する意識高揚を図ります。	地・環政 地・保全	•		
清	の推進	定式など地域の河川清掃活動に関する情報を発信します。	建•河川 地•保全	0		
例ない		地域が行う河川清掃活動を支援します。	建・河川 地・保全	•		
清冽な水を守り、水	水 地下水	安全でおいしい飲料水の安定供給のため、湧水・地下水の保全を推進し、水源地周辺の環境保全を図ります。	地・環政 地・保全 水・業務	0		
<u>シ</u>		地下	下	節水意識の高揚を図る広報活動を実施します。	地•環政	•
親 l,		地下水を守る条例を制定します。	地•環政	0		
<u>ਨੂੰ</u>	の保全	地下水利用者に対する水源涵養の指導に努めます。	地•環政	•		
まち	· 活 用	保水力のある山林の造成を支援します。	産・農林	•		
	用	雨水浸透枡の設置を普及・推進します。	建・建築	0		
		十日市場・夏狩湧水群など湧水地の保全・整備を支援します。	産・観光	•		
		湧水や地下水を知るプログラムを普及します。	産・観光	•		
	 水	水辺に親しむことができる河川、水路の整備を図ります。	建•河川	•		
	水辺の環境保全	 水辺レクリエーションを普及します。 	産・観光 生・生涯	0		
	境保	太郎・次郎の滝など水辺環境の保全・整備を支援します。	産・観光	•		
	全	公共事業にあたっては、生態系・自然環境に配慮します。	所管課	•		

将来像	方向性	環境の将来像へ向けての取り組み	担当	実施 状況
	森林、	森林の価値や魅力の啓発を行い、市民と森林のふれあいを推進します。	産・農林	•
	山林等(森林レクリエーションを普及します。	産・観光 生・生涯	•
	縁 の 保 全	自然遊歩道の整備を行います。	産・観光	•
		ボランティアや様々な団体と協働した森林管理を推進します。	産・農林	0
	• 創 造	森林保護のための病害虫対策を検討します。	産・農林	0
級	造	山林所有者による所有林の維持管理を推進します。	産・農林	0
を	生	野生動植物の育成・生息地域の実態を把握します。	産・農林	•
緑を守り、	物	在来の動植物が生息できる里山の保全、回復を図ります。	産・農林	0
	生物多様性の保全	g 様 生物多様性に関する体験学習会を行います。	産・農林 産・観光	0
豊かに育むまち)保全	特定外来種の駆除について、関係機関と連携し検討します。	産・農林 地・保全	0
 }		優良農地の確保・保全に努めます。		•
ち	逕	農地中間管理事業等を活用した農地の効率的利用を推進します。	産・農林	•
	境	農薬減量や有機農業を推進します。	産・農林	•
	保 全	新たな農業の担い手の確保と育成に努めます。	産・農林	•
	環境保全型農業の推進	地産地消の推進を図ります。	産・農林	•
	業 の	市場外流通の拡大への対応を推進します。	産・農林	0
	推	6次産業化や戦略作物に対する奨励を実施します。	産・農林	•
	医	農業体験イベントを実施します。	産・農林	0
		地域作物のPRを推進します。	産・農林	0

【基本目標Ⅱ:健康・快適・安全な生活環境の創造(市の役割)】

将来像	方向性	環境の将来像へ向けての取り組み	担当	実施 状況
		事業所や企業に対し、公害の未然防止の方策を充実します。	地•保全	•
		公害の監視・指導を行います。	地•保全	•
	公	法令に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止の助言をします。	地•保全	•
	公害の防止	定期的に河川水質調査を実施し、結果を公表します。(再掲)	地•保全	•
	防	浄化槽の適正な維持管理を周知します。(再掲)	地•保全	•
	ш	主要幹線道路のバイパス化を推進し、渋滞緩和を図ります。	建•道路	•
快適		環境問題の解決に向けた地域におけるルール作りや話し合いを支援 します。	地•振興	•
響で	景	景観に配慮した公共施設を整備します。	所管課	•
	制 + に	景観条例の施行に向けた検討を行います。	建•都市	0
快適で住みよいまち	景観に配慮した	「城下町つる」のシンボルである勝山城跡(お城山)を保全します。	生・文化産・観光	•
あち	りた	都留市21秀峰の山林景観を保全します。	産・観光	•
		市街地周辺の緑地を保全します。	建•都市	•
		都市公園や街路等の緑化推進を図ります。	建•都市	•
	緑化の推進	公園・緑地整備への市民参加を推進します。	地·振興 産·観光	•
		市民の憩いの場となる施設の整備を推進します。	建·都市 産·観光	•
		公共施設等の整備を行うときは、自然の緑を残します。	所管課	•
	低	低燃費、低公害の公用車導入に努めます。	財•管財	•
安全	(低公害車、公: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公用車を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを 行います。	全体	0
全		公共交通機関の充実を図ります。	地•振興	•
三で安心なまち	負荷の低減 共交通の	公共交通機関の利用を促進します。	地•振興	•
心	減	率先してノーカーデーに取り組みます。	全体	•
	災	民間林を含む森林の適正管理を推進します。	産・農林	•
ち	災害の	空家等の適正管理を指導します。	地•環政	•
	防止	一定規模を超える開発行為に対して必要な指導を行います。	建•都市	•
	ш.	安心・安全な太陽光発電施設の設置を指導します。	地•環政	•

【基本目標Ⅲ:地球にやさしい循環型社会の創造(市の役割)】

将来像	方向性	環境の将来像へ向けての取り組み	担当	実施 状況
	再生司	住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。	地•環政	•
	再生可能エネルギ	住宅用自然エネルギー発電システム設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。	地•環政	•
	ルギーの	木質バイオマス資源を活用した暖房器具設置補助金制度を継続し、 制度の周知を図ります。	地•環政	•
 	有効活用	公共施設を整備するときは、再生可能エネルギー設備の導入を検討 します。	財·管財 所管課	•
当	用用	再生可能エネルギーの普及を支援します。	地•環政	•
再生可能エネルギーを利用し、		イベントや広報などにより、省資源・省エネルギー意識の啓発に努めます。	地•環政	•
ルギー		住宅用高効率給湯器設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。	地•環政	•
を利用	省エネルギー	コージェネレーションシステム設置補助金制度を継続し、制度の周 知を図ります。	地•環政	•
"[ルギ	庁内での節電等、省エネルギーを推進します。	財・管財	•
	「 一 の 推 進	公共施設を整備するときは、省エネルギーに配慮した設計を検討し ます。	財・管財 所管課	•
ネ	進	低燃費・低公害の公用車導入に努めます。(再掲)	財・管財	•
ルギー		公用車を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを 行います。(再掲)	全体	•
を 推 進		クールビズ・ウォームビズを推進します。	総・職員 地・環政	•
省エネルギーを推進するまち	地球	地球温暖化実行計画を推進します。	地・環政 全体	•
Š	5温 ~	環境家計簿に関する啓発を行います。	地•環政	0
	化	率先して庁内のグリーン購入を推進します。	財•契約	•
	地球温暖化対策の推進	市民・事業者のグリーン購入に関する意識啓発を行います	地•環政	0
	が 推	地球環境保全に関する自治体ネットワークに参加します。	地•環政	•
	進	地球温暖化対策に関する意識啓発を図ります。	地•環政	•
		事業者の地球温暖化対策を支援します。	地•環政	•
		紙の使用量を削減し、古紙製品の利用や古紙回収を推進します。	地•保全	0

将来像	方向性	環境の将来像へ向けての取り組み	担当	実施 状況
		3Rの推進を図ります。	地·環政 地·保全	•
	3Rの推進	市主催の事業実施の際は、参加者と協働してごみの減量化に努めます。	産・観光 生・生涯 生・文化 所管課	0
こみを減らし、	<u>進</u>	不用物の正しい分別と回収を推進します。	地・保全	•
を減		生ごみ処理容器設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。	地•保全	•
水 り		事業者に対し過剰包装の抑制を呼びかけます。	地•保全	0
Ų		新たなリサイクル制度の啓発を行います。	地・保全	0
資		資源物回収の分別収集について周知徹底を図ります。	地・保全	•
源 の	分	ごみステーションの適正配置を図ります。	地・保全	•
値	収	事業系ごみの適正な処理を推進します。	地・保全	•
境 に 努	分別収集の徹底	イベント開催時のごみの分別を推進します。	地•保全 所管課	0
資源の循環に努めるまち	医	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、新たなリサイクル 制度の啓発を行います。	地•保全	•
まち		イベント開催時のごみの減量化を推進します。	地•保全 所管課	0
	啓発活動推進	ごみの減量化やリサイクル、再生品の使用に関する意識啓発を行います。	地・保全地・環政	•
	推量の	職員が率先してごみの減量化に取り組むよう啓発を行います。	総・職員	0
	進	イベント開催や広報など、ごみの減量化に関する啓発活動を行います。	地・保全 地・環政	•

【基本目標IV:環境保全を進める参加と協働の取り組み(市の役割)】

将来像	方向性	環境の将来像へ向けての取り組み	担当	実施 状況
環境のために自ら考え、	環境教育	市内自然体験フィールドを活用したイベントや自然観察会などを開催します。	産・観光 生・生涯	•
のた	境 脊	さまざまな年代の市民に対する環境教育・環境学習を実施します。	地•環政	•
ぬに	環境学習の	大人と子どもが一緒に参加できる環境教育・環境学習を実施します。	地•環政	0
学で、自	の 充 実	地域における環境教育・環境学習を支援します。	地•環政	0
トラー	実	環境教育・環境学習を担う人材を育成します。	地•環政	0
行動するまち	環境情報	環境教育・環境学習などに関する情報を公開し、市民の参加を促します。	地•環政	0
るま 	発 報	広報誌やインターネットを活用して積極的情報発信を行います。	地•環政	•
ち	発がって	図書館に環境に関する図書や資料を充実させます。	生・図書	•
		県や警察などと連携し、不法投棄の防止に努めます。	地・保全	•
2,		不法投棄の監視パトロールを行います。	地•保全	•
めんなざ	不法投棄対策の推進	標識や看板などの設置や、広報やホームページによる不法投棄の防止を図ります。	地・保全 ●	
プ環	対策	不法投棄物の責任の所在を明らかにし、必要な措置を講じます。	地・保全	•
みんなが環境保全活動に取り組む美	の推進	公共用地に放置されている不法投棄廃棄物の撤去に努めます。	財・管財 財・公社 建・管理 所管課	•
取		市民、事業所、教育機関の環境保全活動を支援します。	地•保全	•
 	環 推 境 進 保	協働のまちづくり推進会や自治会など地域による環境保全活動を支援します。	地•振興	•
美 し	推境保金	ボランティアによる環境保全活動を支援します。	地•保全	•
Ϊ́Υ	• 全 支 援 動	環境保全のための具体的な取り組みを実践し、広く提案します。	地•保全	0
いまち	抜 벬	広報誌やインターネットを活用し、環境保全意識の啓発を推進しま す。	地•保全	•
		他の自治体との広域での協力体制を推進します。	地・保全	•

資料2 環境保全に関する基準一覧

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局 的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという 目標を定めたものが環境基準です。

【大気の汚染に関する環境基準等】

1) 大気汚染に係る環境基準(環境庁告示)

物質	環境上の条件(告示年月日等)
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1
(SO_2)	時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1
— 版记灰系 (CO)	時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
(00)	(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m3以下であり、かつ、
(SPM)	1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
(SPIVI)	(S48.5.8 告示)
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで
(NO_2)	のゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)
(O_X)	

2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(環境庁告示)

物質	環境上の条件(告示年月日等)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
ハフセン	(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
トリクロロエテレフ	(H9.2.4 告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
アトノグロロエテレノ	(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。
シンロロメダフ	(H13.4.20 告示)

3) ダイオキシン類に係る環境基準(環境庁告示)

物質	環境上の条件(告示年月日等)
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (H11.12.27 告示)

4) 微小粒子状物質に係る環境基準(環境庁告示)

物質	環境上の条件(告	示年月日等)
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m³以下 ⁻	であり、かつ、1日平均値が
	35μg/m³であること。	(H21.9.9 告示)

5) 大気汚染にかかる指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51.8.13 通知)

【騒音に関する環境基準等】

1)騒音に係る環境基準(環境省告示)

₩ ₩	基準	基準値	
地域の類型	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	
А及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

備考

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など特に静穏を 擁する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として居住の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

2) 道路に面する地域における騒音に係る環境基準(環境省告示)

地域の区分	基準値		
地域の区分	昼間	夜間	
A地域のうち2車線以上			
の車線を有する道路に面	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
する地域			
B地域のうち2車線以上			
の車線を有する道路に面			
する地域及びC地域のう	65 デシベル以下	60 デシベル以下	
ち車線を有する道路に面			
する地域			

備考

- 1 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の 車道部分をいう。この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にか かわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- 3) 幹線道路を担う道路に近接する空間に係る環境基準 【特例】 (環境庁告示)

基準値		
<u>屋間</u> 夜間		
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

備考

1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると 認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間に あっては40デシベル以下)によることができる。

【水質に関する環境基準等】

1)人の健康の保護に関する環境基準(環境省告示)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2) 生活環境の保全に関する環境基準 【河川】 (環境省告示)

類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
	水道 1 級、自然環境 保全及びA以下の	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL
AA	機に掲げるもの	0.0以下	以下	以下	以上	以下
	水道 2 級、水産 1	6.5 以上	2mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	1,000 MPN/
Α	級、水浴及びB以下	8.5 以下	以下	以下	以上	100mL
	の欄に掲げるもの					以下
	水道 3 級、水産 2	6.5 以上	3 mg/L	25 mg/L	5 mg/L	5,000 MPN/
В	級及びC以下の欄	8.5 以下	以下	以下	以上	100mL
	に掲げるもの					以下
	水産3級、工業用水	6.5 以上	5 mg/L	50 mg/L	5 mg/L	_
С	1 級及びD以下の	8.5 以下	以下	以下	以上	
	欄に掲げるもの					
	工業用水2級、農業	6.0以上	8 mg/L	100 mg/L	5 mg/L	_
D	用水及びEの欄に	8.5 以下	以下	以下	以上	
	掲げるもの					
	工業用水3級、環境	6.0以上	10 mg/L	ごみ等の浮遊	2 mg/L	_
Е	工業用が 3 版、環境 保全	8.5 以下	以下	が認められな	以上	
				いこと		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

利用目的の適応性

1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の

水産生物用

水産2級: サケ科魚類及び鮎等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等 β 一中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快を感じない程度

3) 生活環境の保全に関する環境基準【水生生物の生息】(環境省告示)

類型	水生生物の生息状況の適 応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
	イワナ、サケマス等比較的	0.03 mg/L	0.001mg/L	0.03mg/L
生物A	低温域を好む水生生物及	以下	以下	以下
工物人	びこれらの餌生物が生息			
	する水域			
	生物Aの水域のうち、生物	0.03 mg/L	0.0006mg/L	0.02 mg/L
生物	Aの欄に掲げる水生生物	以下	以下	以下
上	の産卵場 (繁殖場) 又は幼			
行A	稚仔の生育場として特に			
	保全が必要な水域			
	コイ、フナ等比較的高温域	0.03 mg/L	0.002 mg/L	0.05 mg/L
┃ ┃ 生物B	を好む水生生物及びこれ	以下	以下	以下
工7000	らの餌生物が生息する水			
	域			
	生物Aまたは生物Bの水	0.03 mg/L	0.002 mg/L	0.04 mg/L
	域のうち、生物Bの欄に掲	以下	以下	以下
生物	げる水生生物の産卵場(繁			
特B	殖場) または幼稚仔の生育			
	場として特に保全が必要			
	な水域			

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

【地下水に関する環境基準等】

1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。

資料3 環境保全に関する規制等一覧

【悪臭に関する規制】

1)悪臭原因物の規制基準及び規制地域(都留市告示 平成24年)

区域の区分	規制基準	規制地域
A 区域	臭気指数 13	下谷四丁目及びつる四丁目の全部並びに田野倉、小形山、大原、井倉、古川渡、川茂、四日市場、下谷、下谷三丁目、つる一丁目、つる五丁目、中央二丁目、中央三丁目、上谷一丁目、上谷三丁目、上谷五丁目、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、平栗、川棚、朝日馬場、法能、大野、小野、十日市場、夏狩、桂町、鹿留、大幡、玉川、つる三丁目、上谷六丁目及び上谷の一部
B区域	臭気指数 15	下谷二丁目、つる二丁目、中央二丁目及び上谷二丁目の全部がに田野倉、小形山、大原、川茂、四日市場、下谷、下谷一丁目、下谷三丁目、つる五丁目、中央一丁目、中央三丁目、上谷、上谷一丁目、上谷三丁目、上谷四丁目、上谷五丁目、上谷六丁目、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、川棚、法能、戸沢、川棚、金井、中津森、平栗、大幡、厚原、十日市場、夏狩、朝日馬場、朝日曽雌、桂町、鹿留、境、小野、大野、井倉、与縄及び盛里の一部
C区域	臭気指数 17	平栗の一部

備考

- 1 悪臭防止法(昭和46年法律第91条)第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出についての規制とする。
- 2 臭気指数とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭空気(無臭水)で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数を 10 倍した数値をいう。『臭気指数=10×log(臭気濃度)』

資料4 都留市環境基本条例

○都留市環境基本条例

(平成 18年3月28日条例第3号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 基本的な取組(第8条)
- 第3章 環境基本計画等(第9条・第10条)
- 第4章 施策の推進(第11条-第19条)
- 第5章 環境学習(第20条)
- 第6章 推進体制の整備等(第21条一第23条)

附則

私たちが住む都留市は、緑豊かな山々に囲まれ、富士を源とする桂川の美しい渓谷や山々からの清流と豊富な湧水など、独自の環境を形成しており、先人のたゆまぬ努力と英知の積重ねにより、自然と共生しながら特色ある伝統、文化をはぐくみ、城下町としての歴史と文化の香り高いまちとして発展を続けてきた。

そして今日、私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により、人類史上かつてない物質的豊かさを享受している。

しかし、大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う社会経済システムは、環境への負荷が大きく、地球全体の環境に影響を及ぼす規模にまで拡大しており、将来の世代への影響が懸念されている。

もとより、私たちは、良好で快適な環境の下で生活する権利を有するとともに、長いときをかけ地球がはぐくんできた豊かな自然を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。このため、私たちは、一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、人と生物と地球に等しく価値を認める環境倫理を共有しながら、すべてのものの参加と協働によって、自然と共生する循環社会を構築していかなければならない。

このような認識の下に、私たち都留市民は、持続可能な定常社会を実現するため、その総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について 基本理念を定め、都留市(以下「市」という。)、市民、事業者及び教育機関の責務を明ら かにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境 の保全等に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康 で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 循環社会 有限な地球の中で行う人間のあらゆる活動に伴い消費する物やエネルギーに係る資源を繰り返し、又は様々な形で利用するとともに、廃棄するものを最小限とする意思及び能力を有する社会をいう。
- (3) 持続可能な定常社会 資源や環境の有限性の認識の下に、経済活動と環境保全を両立させ、人と環境が持続的に共生し、安全で安心して暮らし続けることができる社会をいう。
- (4) 生物多様性の保全 様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で 繁殖を続けている状態を保全することをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の 侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、 人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全でかつ快適に暮らす 上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的とし て行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべてのものが協働することによって行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。
- 2 市は、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「市民等」という。)による自主的な環境保全に関する活動を支援するとともに、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全等に関する施策に、市民等の意見を反映するよう必要な措置を講じな ければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 2 市民は、環境に関する学習に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止 及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力する責務を有する。

(教育機関の責務)

- 第7条 教育機関は、基本理念に基づき、市民等と連携して、環境教育及び環境学習を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 大学は、環境の保全等に関する知識及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

第2章 基本的な取組

(基本的な取組)

- 第8条 市、市民及び事業者は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を協働して取り組むものとする。
 - (1) 緑
 - ア 山林その他の緑の保全、回復及び創造に関すること。
 - イ 農地の保全及び食糧生産に関すること。
 - (2) 2k
 - ア河川、湧水及び地下水の保全に関すること。
 - イ 水質の保全に関すること。
 - (3) 自然環境
 - ア 大気、水、土壌、生物等からなる自然環境の保全に関すること。
 - イ 生物多様性の保全に関すること。
 - (4) 公害の防止
 - ア 公害の防止に関すること。
 - イ 有害化学物質による影響の防止に関すること。
 - (5) 景観及び歴史的文化的遺産
 - ア 良好な景観の確保に関すること。
 - イ 歴史的文化的遺産の保全に関すること。
 - (6) 資源及びエネルギー
 - ア 資源の循環的な利用に関すること。
 - イ 廃棄物の発生の抑制及び資源化の促進に関すること。
 - ウエネルギーの使用総量の削減に関すること。
 - エ 自然エネルギーの有効利用に関すること。
 - (7) 地球環境 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

第3章 環境基本計画等

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により都留市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、都留市環境審議会の意見を聴かなければ ならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第10条 市長は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第4章 施策の推進

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を与える事業について、事業者自らその事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査又は評価し環境保全の対策をとるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制的措置)

第12条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制的措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

- 第13条 市は、市民及び事業者が率先して環境への負荷の低減その他の環境の保全等に資する活動を促進するよう優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。
- 2 市は、事前に十分な調査や研究を行った上で、市民及び事業者が自らの活動や事業による環境への負荷を低減させるよう経済的負担を課すなどの誘導的措置を講ずることができる。

(環境の保全に資する施設の整備等の推進)

- 第14条 市は、生活廃水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。 (環境に配慮した物品等の購入の推進)
- 第15条 市、市民及び事業者は、物品又は役務を調達する際は、環境に配慮するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の自発的な活動等の支援)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(点検評価の実施)

- 第18条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価を行い、今後の取組に反映するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第 19 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全等に関し講じた施策及び講じようと する施策を取りまとめ、これを公表しなければならない。

第5章 環境学習

(環境学習)

- 第20条 市、市民及び事業者は、環境の保全等について理解を深め、環境の保全等に資する活動を推進するため、自ら環境学習に努めるものとする。
- 2 市及び教育機関は、環境学習の機会の提供及び広報活動の充実を図るとともに、環境の 保全等に率先して取り組む人材の育成に努めるものとする。

第6章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制を庁内 に整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料5 都留市環境審議会条例

○都留市環境審議会条例

(平成6年7月1日条例第10号)

(設置)

第1条 都留市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法 (平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき都留市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項について調査、審議し、意見の答申を行う。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 諸団体及び事業所等を代表する者
 - (2) 学識経験を有する者
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 第3条第2項第1号、第2号に掲げる職により委嘱された委員の任期は、前項の規定 にかかわらず、当該職に在職する期間とする。
- 3 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長が会議に諮って選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和32年都留市条例第18号)中「各種委員、協議会の委員」の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部地域環境課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(都留市公害対策審議会条例の廃止)

2 都留市公害対策審議会条例(昭和 46 年都留市条例第 11 号)は、廃止する。

附 則(平成 10年7月1日条例第24号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の条例の相当規定に基づいて任命又は委嘱された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成 14年3月27日条例第13号) この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 19年12月21日条例第23号) この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 27年3月23日条例第7号) この条例は、平成 27年4月1日から施行する。

資料6 都留市環境審議会

【委員名簿】

役職名	所属	氏 名
	都留市議会議員	小俣 武
	都留市議会議員	藤本 明久
会長	都留市議会議員	藤江 喜美子
	都留市議会議員	山本 美正
	都留市議会議員	日向 美徳
	都留市議会議員	小林 健太
	山梨県富士東部・林務環境事務所	小林 敬憲
	都留市商工会	田中 一利
	都留市経営者連絡協議会	小林 清哲
	都留青年会議所	堀内 敏男
	都留青年会議所	堀内 慎也
	都留市農業委員会	小俣 正孝
副会長	南都留森林組合	杉本 光男
	田野倉地区環境整備協議会	長田 和夫
	教育研修センター	天野 光宏
	都留市自治会連合会	牛田 弘長
	山梨県地球温暖化防止活動推進委員	藤本 紘一
	都留水みず探検隊	賀川 一枝
	宝の山プレーパーク主催	岩田 絵里子

(敬称略・順不同)

【諮問】



都 地 環 発 第 71 号 平成 28 年 10 月 28 日

都留市環境審議会

会 長 藤江 喜美子 様

都留市長 堀内 富久

(仮称)第2次都留市環境基本計画(素案)について(諮問)

都留市環境審議会条例(平成6年7月1日条例第10号)第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

【 諮問事項 】

(仮称)第2次都留市環境基本計画(素案)について

【 諮問理由 】

本計画は、都留市環境基本条例(平成 18 年3月 28 日条例第3号)第9条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となる計画です。

平成 19 年度からの 10 年間を計画期間とした都留市環境基本計画の計画期間が 今年度をもって終了することから、平成 29 年度を初年度とした「環境基本計画」 を策定いたしますので、都留市環境審議会条例第2条の規定に基づき貴審議会へ諮 問いたします。

なお、この(仮称)第2次都留市環境基本計画(素案)は別紙のとおりです。

【答申】



平成 29 年 3 月 3 日

都留市長 堀内 富久 様

都留市環境審議会 会長 藤江 喜美子

第2次都留市環境基本計画(素案)について(答申)

平成28年10月28日付け都地環発第71号により諮問のあった標記事項については、当審議会で計画策定の基本的考え方と計画策定の基本的事項を踏まえて慎重に審議したところ、別添のとおり結論を得たので答申します。

答申書

私たち審議会は、今後の10年間の環境の保全等に関する基本的な あり方を検討するため、現状と課題などについて議論を進めてまい りました。

その中で、市、市民、事業者、教育機関のパートナーシップのもと、環境負荷を軽減し、持続可能な発展が可能なまちづくりを基本理念に掲げ、次の項目について推進されることを求め、ここに答申いたします。

- 1. 次世代に本市の豊かな自然環境を引き継ぐため、市民一人ひとりが主体となった活動を推進すること
- 2. 様々な分野における連携を視野に、都留市全体が一丸となって環境の保全と創造を推進すること

今後、都留市がこの答申を踏まえ、「人と自然がいつまでも輝くま ち」の実現に向け、着実に施策を展開されますよう期待いたします。

第2次都留市環境基本計画

平成 29 年 3 月

■発行 都留市

■編集 都留市市民部地域環境課

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

TEL: 0554-43-1111 (代表)

FAX: 0554-43-5049

MAIL: kankyouseisaku@city.tsuru.lg.jp http://www.city.tsuru.yamanashi.jp